

特定非営利活動法人 茨城県防災士会
旅費規程

2019.06.16

(目的)

第1条 この規程は、当法人理事並びに会員（以下理事等という。）が定款第2章第5条の各種事業を当法人の命により遂行する場合の旅費支給基準とする。

(遵守)

第2条 旅費支給に際しては、将来に亘る安定した財源の確保並びに正確・公平な支払いを旨とする。

(対象・自己負担・支給額)

第3条 理事等が理事会並びに運営委員会、講演会・その他の会合等に参加する為に経済的経路による目的地までの公共交通機関並びに自家用車を利用した場合、一律金額×回数分を理事会の都度に支給する。

②県内に於いて業務遂行した時は、一律千円と高速料金を支給する。その場合は、高速利用の領収書等を添付する。

③東京都を含む関東地域内に於ける県外事業への参加は、その都度一律参千円を支給する。

2 各講演会等の事前打合せは担当者2名以内で対応し、一律千円を支給する。

3 講演会等の2か所以上の打合せを同日行った場合、1日とみなし千円を支給する。

(承認)

第4条 当法人の命によるとは、事前に理事会に於いて旅費支給の承認を得る事を言う。

但し、急を要する場合は、理事長と副理事長・専務理事（内2名）の承認を必要とする。

(細則)

第5条 この規程の適用開始時期は、平成23年11月18日とする。

2 この規程に定めのない場合は、理事会の議決によるものとする。

(付則)

この規程は、平成23年11月18日 第1回理事会の議決を経て即日施行する。

(1) 平成26年3月1日 第6回理事会の議決により、第4条第2項を追加規定した。

(2) 平成26年12月21日 第5回理事会の議決により、広報・機関紙部会で決めた部員による取材活動に関しても支給対象とする。

(3) 平成27年2月15日 第6回理事会の議決により、第4条第1項第2号の改定と同条第3項を追加規定した。

(4) この改定は、令和元年6月16日第2回理事会の議決により下記のとおり改定し、令和元年6月1日より運用する。

・第1条名称を削除し、現第2条から第6条を第1条から第5条とする。

・第4条第1項第1号 但し書の削除（但し、往復料金が千円未満の場合は、理事等の自己負担とする。）と第2号、3号の改定。

・第4条第2項、3項の改定。

・平成29年2月5日議決の運用マニュアルは廃止する。